

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。</p> <p>化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所</p> <p>2 前項に掲げる研究所(以下「附置研究所」という。)の目的は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>3 附置研究所のうち、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、数理解析研究所、原子炉実験所及び霊長類研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条</p> <p>(同 左)</p> <p>2</p> <p>3 附置研究所のうち、<u>再生医科学研究所</u>、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、数理解析研究所、原子炉実験所及び霊長類研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年10月1日から適用する。</p>